

○北海道開発局所掌事業に係る事業評価事務処理要領（平成12年5月10日北開局整第5号）

改正	平成12年9月28日北開局整第27号	平成13年1月6日北開局開整第3号
	平成14年3月7日北開局開整第49号	平成14年3月20日北開局開整第2号
	平成14年8月1日北開局開整第22号	平成14年3月20日北開局開整第2号
	平成16年6月7日北開局開整第5号	平成17年6月30日北開局開整第8号
	平成18年7月4日北開局開整第7号	平成26年5月1日北開局開整第11号
	平成27年4月10日北開局開整第32号	平成29年3月8日北開局開整第34号
	平成30年3月30日北開局開整第2号	令和5年6月8日北開局開整第4号
	令和6年6月4日北開局開整第9号	

北海道開発局所掌事業に係る事業再評価事務処理要領を次のように定める。

（趣旨）

第1条 北海道開発局が所掌する公共事業について、事業の効率的な執行及び透明性の確保を図るとともに、北海道総合開発計画のより一層の効率的・効果的实施を図る観点から、事業の新規事業採択時評価、再評価及び事後評価（以下「事業評価」という。）を実施する場合の事務処理については、次の各号に掲げる要領その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

- (1) 「国営土地改良事業等再評価実施要領の制定について」（平成10年3月27日付け10構改D第161号）の別添「国営土地改良事業等再評価実施要領」（以下「農林水産省再評価要領」という。）
- (2) 「国営土地改良事業等事後評価実施要領の制定について」（平成12年3月27日付け12構改C第241号）の別添「国営土地改良事業等事後評価実施要領」（以下「農林水産省事後評価要領」という。）
- (3) 「水産関係公共事業の事業評価実施要領の制定について」（平成11年8月13日付け11水港第3362号）の別添「水産関係公共事業の事業評価実施要領」（以下「水産庁実施要領」という。）
- (4) 「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成23年4月1日付け国官総第367号及び国官技第422号）により通知された「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（以下「その他施設費の事後評価要領」という。）
- (5) 「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（平成30年3月30日付け国官総第287号及び国官技第305号）により通知された「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（以下「国土交通省新規評価要領」という。）、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領」（以下「その他施設費の新規評価要領」という。）、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」（以下「国土交通省再評価要領」という。）、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領」（以下「その他施設費の再評価要領」という。）及び「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」（以下「国土交通省事後評価要領」という。）

（定義）

第2条 この要領において「再評価原案」とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 農林水産省再評価要領第5の4に定める翌年度以降の対象事業の実施方針原案
- (2) 水産庁実施要領第7の3(2)に定める当該事業の実施方針案
- (3) 国土交通省再評価要領第4の1の(3)の①に定める対応方針（案）及びその決定理由等
- (4) その他施設費の再評価要領第4の1の(3)の①2に定める対応方針（案）及びその決定理

由等

(5) 国土交通省再評価要領第4の4の①及び②に定める対応方針及びその決定理由等

(6) その他施設費の再評価要領第4の5の①及び②に定める対応方針及びその決定理由等

2 この要領において「事後評価結果」とは、次の各号に定めるものをいう。

(1) 農林水産省事後評価要領第5の1に定める事後評価の結果等

(2) 水産庁実施要領第8の2(3)に定める完了後の評価案

(3) 国土交通省事後評価要領第4の1の(3)の①に定める対応方針及びその決定理由等

(4) その他施設費の事後評価要領第4の1の(3)の①2に定める対応方針及びその決定理由等

(事業評価の対象となる事業の範囲)

第3条 事業評価の対象となる事業の範囲は、北海道開発局が実施する事業とする。ただし、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業、その他施設費の再評価要領第2各号列記の事業及び国が行う特定漁港漁場整備事業のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第4条第1項第1号の補修にかかる事業を除くものとする。

(事業評価を実施する事業)

第4条 再評価を実施する事業は、北海道開発局が所掌する事業のうち農林水産省再評価要領第2、水産庁実施要領第7の1、国土交通省再評価要領第3及びその他施設費の再評価要領第3に定める事業とする。

2 事後評価を実施する事業は、農林水産省事後評価要領第2、水産庁実施要領第8の1、国土交通省事後評価要領第3及びその他施設費の事後評価要領第3に定める事業とする。

(局評価検討委員会)

第5条 北海道開発局が実施する公共事業の事業評価を行うため、北海道開発局に、北海道開発局事業評価検討委員会（以下「局評価検討委員会」という。）を設置する。

(局評価検討委員会の構成、運営)

第6条 局評価検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は局長とし、委員を招集し、局評価検討委員会を総括する。

3 副委員長は次長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 委員は、別表1に掲げる者とする。

(局評価検討委員会の業務)

第7条 局評価検討委員会の業務は、次のとおりとする。

(1) 再評価原案及び事後評価結果の作成に関すること。

(2) 再評価原案及び事後評価結果の決定に関すること。

(3) その他事業評価に関すること。

(第三者機関の設置)

第8条 局長は、再評価及び事後評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験を有する者等で構成される委員会（以下「第三者機関」という。）を設置するものとする。

(再評価原案及び事後評価結果の作成並びに第三者機関の意見聴取)

第9条 局評価検討委員会は、再評価原案及び事後評価結果を作成する。

2 局評価検討委員会は、再評価を実施する事業に係る再評価原案の作成に資するための準備書を作成し、第三者機関に提出してその審議を経なければならない。

3 局評価検討委員会は、事後評価を実施する事業に係る事後評価結果の作成に資するための準備書を作成し、第三者機関に提出してその審議を経なければならない。

4 第三者機関の審議の際には、原則として局評価検討委員会の委員であって、審議案件又は報告案件を所管する部の長が出席するものとする。

5 局評価検討委員会は、第三者機関から意見が提出されたときは、その意見を尊重しなけれ

ばならない。

（河川事業及びダム事業の特例）

第10条 河川事業及びダム事業に係る再評価原案の作成及び決定並びに第三者機関の意見聴取については、前条の規定にかかわらず、国土交通省再評価要領第4の1の(4)、第5の4の④及び第6の6の規定によるものとし、学識経験者等から構成される委員会等での審議の結果を第三者機関に報告するものとする。

2 河川事業及びダム事業に係る事後評価の結果の作成及び決定並びに第三者機関の意見聴取については、前条の規定にかかわらず、国土交通省事後評価要領第4の1の(6)及び第6の5の規定によるものとし、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象となるダム事業における当該制度に基づいた手続が行われる場合における当該内容並びに河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業における河川整備計画策定後に計画内容点検のために学識経験者等から構成される委員会等での審議の結果を第三者機関に報告するものとする。

（農業農村整備事業の特例）

第11条 農業農村整備事業に係る再評価原案の作成及び第三者機関の意見聴取については、第9条の規定にかかわらず、農林水産省再評価要領第5によるものとする。この場合において、同要領第5の3及び4中「地方農政局長」とあるのは、「局評価検討委員会」と読み替えるものとする。

2 農業農村整備事業に係る事後評価結果の作成及び第三者機関の意見聴取については、第9条の規定にかかわらず、農林水産省事後評価要領第4の3及び4によるものとする。この場合において、同要領第3の3の場合に基づく国営事業管理委員会は、当該事後評価の結果等を局評価検討委員会に報告するものとする。

3 第9条第5項の規定は、前2項の場合について準用する。

（評価結果の決定）

第12条 局評価検討委員会は、前3条の規定により作成又は提出された再評価原案及び事後評価結果を審議し、決定する。

（評価結果の提出）

第13条 局長は、前条の再評価原案及び事後評価結果を関係省庁に提出する。

2 局長は、国土交通省事後評価要領第4の1の(4)及びその他施設費の事後評価要領第4の1の(4)に定める同種事業の計画調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について指摘された場合における当該内容を関係省庁に提出する。

（公表）

第14条 再評価原案を決定した事業については、農林水産省再評価要領第7の1、国土交通省再評価要領第4の2及びその他施設費の再評価要領第4の3の規定に基づき、関係省庁が公表する時期に合わせ、評価結果等を公表するものとする。

2 事後評価結果を決定した事業等については農林水産省事後評価要領第5の2、国土交通省事後評価要領第4の2の(1)及びその他施設費の事後評価要領第4の2の(1)の規定に基づき、評価結果等を公表するものとする。

また、国土交通省事後評価要領第4の2の(2)及びその他施設費の事後評価要領第4の2の(2)に定める改善措置が講じられた場合、速やかにその内容について公表するものとする。

（幹事会）

第15条 局評価検討委員会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、局評価検討委員会の業務に関し、あらかじめ検討を行い、局評価検討委員会を補佐する。

3 幹事会は、開発監理部次長（計画）を幹事長、開発調整課長を副幹事長とし、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 4 幹事長は、幹事を招集し、幹事会を総括する。
- 5 幹事長は、必要に応じ専門的な事項について調査、検討するため、幹事長が指名する者をもって構成するワーキンググループを設置することができる。
(庶務)

第16条 局評価検討委員会に関する庶務は、開発調整課が行う。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領の運用のために必要な事項は、開発監理部長が定める。

附 則

この要領は、平成12年5月10日から施行する。

附 則〔平成12年9月28日北開局開整第27号〕

この要領は、平成12年9月28日から施行する。

附 則〔平成13年1月6日北開局開整第3号〕

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成14年3月7日北開局開整第49号〕

この要領は、平成14年3月7日から施行する。

附 則〔平成14年3月20日北開局開整第2号〕

この要領は、平成14年3月20日から施行する。

附 則〔平成14年8月1日北開局開整第22号〕

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則〔平成15年5月7日北開局開整第6号〕

この要領は、平成15年5月7日から施行する。

附 則〔平成16年6月7日北開局開整第5号〕

この要領は、平成16年6月7日から施行する。

附 則〔平成17年6月30日北開局開整第8号〕

この要領は、平成17年6月30日から施行する。

附 則〔平成18年7月4日北開局開整第7号〕

この要領は、平成18年7月4日から施行する。

附 則〔平成26年5月1日北開局開整第11号〕

この要領は、平成26年5月1日から施行する。ただし、この規定は、平成26年度に実施する事業評価から適用する。

附 則〔平成27年4月10日北開局開整第32号〕

この要領は、平成27年4月10日から施行する。

附 則〔平成29年3月8日北開局開整第34号〕

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則〔平成30年3月30日北開局開整第2号〕

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則〔令和5年6月8日北開局開整第4号〕

この要領は、令和5年6月8日から施行する。

附 則〔令和6年6月4日北開局開整第9号〕

この要領は、令和6年6月4日から施行する。

別表 1

委員

開発監理部長
事業振興部長
建設部長
港湾空港部長
農業水産部長
営繕部長
開発監理部次長（総務）
開発監理部次長（計画）

別表 2

幹事

用地課長
開発計画課長
開発連携推進課長
都市住宅課長
技術管理課長
河川計画課長
河川工事課長
河川管理課長
道路計画課長
道路維持課長
港湾計画課長
空港・防災課長
農業計画課長
農業整備課長
水産課長
営繕計画課長